附則第七条第八項		
第一項から第六項まで	第五項	第十八条の見出し中「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付」と、同条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と、「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付（子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年法律」という。）第二十条第二項の規定により支給する附則第七条第一項の給付とみなされる部分をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付」と、同項第一号中「前条第一項」とあるのは「平成二十二年度子ども手当支給法第十六条第一項」と、「第七条」とあるのは「第三十条中「この法律」とあるのは「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用するこの法律」と
第一項から第六項まで	第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他から第六項まで	（児童手当法施行令の規定の適用についての技術的読替え） **第五条**　法第二十条第一項の規定により児童手当法の規定を適用する場合における児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第六条から第九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
同項		

第六条の見出し	法第二十条第一項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項
第六条第一項	法第二十条第一項第三号	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項第三号の規定により適用する法第二十条第一項第四号
第六条第二項	法第二十条第一項第四号	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第四号
第七条	法第二十二条第二項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第二項
	法第二十条第一項第一号	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十条第一項第一号
	その他法	その他平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法
第七条、第七条の八第一項並びに第二項第三号及び第四号並びに第九条	法第二十二条第三項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第三項
第七条の二、第七条の三第一項及び第七条の七	法第二十二条第一項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第一項
第七条の二第一号から第五号まで及び第七条の八第三項第一号から第七号まで	第七条の二各号	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法施行令」という。）第五条の規定により適用する第七条の二各号
第七条の五	法第二十二条第四項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第四項
第七条の六（見出しを含む。）、第七条の七、第七条の八第一項及び第七条の九	第七条の二各号	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の二各号
第七条の七	第七条の二第四号	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の二第四号
第七条の八第一項	法第二十二条第六項	平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第六項
	第七条の十一	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の十一
第七条の十	第七条の八第一項	平成二十二年度子ども手当支給法施行令第五条の規定により適用する第七条の八第一項
第七条の十二	、法第二十二条第八項	、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する法第二十二条第八項
	児童手当法第二十二条第八項	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第二十二条第八項
	児童手当法施行令第七条の十二	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令第五条の規定により適用する児童手当法施行令第七条の十二